

☆支援看護師、応募ゼロ 大津の小学校、医療的ケア必要も

京都新聞 2017年02月28日

<http://www.kyoto-np.co.jp/shiga/article/20170228000187>

> 学校で医療的ケアが必要な児童のため大津市教育委員会が2人の看護師を募集したところ、応募者がなく再募集をかける事態となっている。4月の新学期に採用が間に合うか不透明で、28日の市議会一般質問では採用条件を良くするなど早急な対応を求める指摘が相次いだ。

医療的ケアは、たんの吸引や胃ろう処置といった医療行為。市教委は医療的ケアの必要な子どもが入学すると、看護師資格を持つ特別支援員をその都度1年ごとに雇って教室に配置してきた。2016年度は1人を配置している。

4月から市内の小中学校で2人分の支援員が必要となったため、市教委は2月7～16日の間にハローワークなどを通じて募集したが、応募がなかった。現在、3月6日まで再募集をしている。支援員の時給は1150円で、県特別支援学校の学校看護師の1560円より低い。一方で、支援員と同じ待遇ながら、保健室の養護教諭として働く看護師には応募があるという。支援員は夏休みなど授業のない期間は出勤しないが、養護教諭として勤務する看護師は休み期間中も出勤するため、収入に差が出ることも一因とみられるという。

4月までに採用できなければ、保護者が毎日学校でつきそうことになる。支援員の配置は障害者差別解消法が求める合理的配慮の提供でもあり、市議会では改田勝彦市議（公明党）と林まり市議（共産党）が「待遇を見直し、4月までに直ちに対応する必要がある」と指摘した。桶谷守教育長は、支援員の時給は市の他部署で雇う看護師に合わせていることを説明。待遇改善には条例改正や予算確保が必要になるが「応募者がいなかったのは賃金の問題だと思っている。時期的には検討が必要だが、早い段階で対応していきたい」と答弁した。

…などと伝えています。

△特別支援学校 非常勤看護師 時給差2.3倍 都道府県別

毎日新聞 2016年9月7日

<http://mainichi.jp/articles/20160907/k00/00e/040/201000c>

> 特別支援学校に勤務する非常勤看護師の時給が勤務地によって最大2.3倍の格差があることが、毎日新聞の調べで分かった。最高額は埼玉県の2800円、最低額は鳥取県の1180円、愛媛県は全国ワースト2位の1234円だった。看護師は胃ろうやたんの吸引、排せつ介助など、障害がある児童らの命に関わる「医療的ケア」を担っている。専門家は「自治体ごとに大きな差があるのは好ましくなく、改善が必要」と指摘する。

文部科学省によると、全国の公立特別支援学校に勤務する看護師の数は1566人（2015年5月現在、常勤含む）。毎日新聞は全都道府県教委に聞き取り取材し、富山、熊本を除いた45都道府県から回答を得た。常勤看護師のみ採用する6県と、月給制や日給制を採用し、時給換算困難な55府県を除いた34都道府県を比べた。経験年数などで変動する場合は低い額を比較対象にした。

…などと伝えています。

*特別支援学校 非常勤看護師、時給差2.3倍 愛媛ワースト2位1234円 毎日新聞調査／愛媛

毎日新聞 2016年9月7日 地方版

<http://mainichi.jp/articles/20160907/ddl/k38/040/626000c>

> 埼玉2800円／鳥取1180円

都道府県立の特別支援学校に勤務する非常勤看護師の時給が勤務地によって最大2.3倍の格差がある

ことが、毎日新聞の調べで分かった。最高額は埼玉県の2800円、最低額は鳥取県の1180円、愛媛県は全国ワースト2位の1234円だった。看護師は胃ろうやたんの吸引、排せつ介助など、障害がある児童らの命に関わる「医療的ケア」を担っている。専門家は「自治体ごとに大きな差があるのは好ましくなく、改善が必要」と指摘する。

文部科学省によると、全国の公立特別支援学校に勤務する看護師の数は1566人（2015年5月現在、常勤含む）。毎日新聞は全都道府県教委に聞き取り取材し、富山、熊本を除いた45都道府県から回答を得た。常勤看護師のみ採用する6県と、月給制や日給制を採用し、時給換算困難な5府県を除いた34都道府県を比べた。経験年数などで変動する場合は低い額を比較対象にした。

それによると、今年度の賃金の上位は（1）埼玉2800円（2）山口2740円（3）広島2670円。賃金が低かったのは下から（1）鳥取1180円（2）愛媛1234円（3）茨城、福井1250円だった。下位3県のうち鳥取、愛媛、茨城は経験年数により変動する仕組みで、最高額は鳥取1920円▽愛媛1459円▽茨城1550円だった。

厚生労働省がまとめた16年8月現在の地域別最低賃金は、最高額の東京が907円、最低額の鳥取、高知など4県が693円（愛媛は696円）で、賃金格差は1・3倍だった。

鳥取県の特別支援学校では昨年、看護師6人全員が一斉に辞職。愛媛県の特別支援学校でも昨年、6人いる看護師のうち3人が契約更新せず退職した。

愛媛県の非常勤看護師の時給は昨年度1104円で全国最低だったが、今年度から改定した。同県教委高校教育課は「経験豊富で優秀な人材を確保するため」と説明。最高額の埼玉県教育局県立学校人事課の担当者は「各校の求人状況などを精査しながら、毎年改定している」と話す。

待遇改善を

医療的ケアに詳しい兵庫県立大の勝田仁美教授（小児看護学）は「賃金が良ければ離職率が下がり、児童・生徒に対するケアも安定する。各校に1人は常勤看護師を配置するか、非常勤看護師の時給を上げるなど、待遇改善が必要だ」と話している。

現場「重い責任に見合わない」

非常勤看護師の時給が全国ワースト2位の愛媛県。ある特別支援学校を訪ね、看護師の声に耳を傾けた。

ある日の昼。同校で「ケアルーム」と呼ばれる一室に、児童や生徒が次々と集まった。部屋にはベッド3台やテーブルなどが並び、大きめの保健室といった雰囲気。たん吸引機が発する「ブーン」という音が響く。看護師らは医師からの指導書を基に、注射器とチューブを使って児童の胃にペースト状の食事や、水で溶いた内服薬を送り込むなどの「医療的ケア」をしていた。

40代の非常勤看護師の女性は、平日に1日3時間働く。「人工呼吸器をつける重度の子もおおり、大きな責任を負う割に賃金が低い。ボランティアのような感覚だ」とこぼす。

愛媛県内の特別支援学校では昨年3月末、非常勤看護師6人中3人が退職。残る3人の勤務を増やすなどして乗り切った。教頭は「賃金の低さが退職理由ではなかったが、看護師の求人は学校が直接手がけている。賃金が良ければ雇用確保や長期雇用の面で有利になり、子供たちによりよい環境が提供できる」と話した。

都道府県別の給与（単位：円）

県名	金額	備考
北海道	2000	
青森	—	常勤のみ採用
岩手	1538	

宮城	1 8 0 0	「チーフ」は1 9 3 0 円
秋田	2 0 6 0	
山形	1 5 6 0	経験年数に応じ最高1 8 3 0 円
福島	1 9 8 0	
茨城	1 2 5 0	経験年数1 0 年以上は1 5 5 0 円
栃木	1 4 7 0	
群馬	1 7 0 0	
埼玉	2 8 0 0	
千葉	1 8 0 0	
東京	1 8 0 0	
神奈川	1 2 9 0	経験年数に応じ最高1 6 7 0 円
新潟	1 4 7 0	
富山	※	非公表
石川	-	常勤のみ採用
福井	1 2 5 0	
山梨	1 8 0 0	
長野	1 5 0 0	
岐阜	2 1 6 0	「看護講師」の名称で看護師として採用
静岡	1 8 0 3	
愛知	-	常勤のみ採用
三重	-	常勤のみ採用
滋賀	1 5 6 0	
京都	-	週1 時間勤務の場合、月額6 9 5 0 円
大阪	1 8 9 0	
兵庫	2 5 8 0	
奈良	2 4 6 0	
和歌山	-	日給9 5 0 0 円
鳥取	1 1 8 0	経験年数に応じ最高1 9 2 0 円
島根	-	常勤のみ採用
岡山	1 4 2 0	
広島	2 6 7 0	
山口	2 7 4 0	
徳島	-	常勤のみ採用
香川	-	週3 0 時間勤務で月額1 6 万1 0 0 0 円
愛媛	1 2 3 4	経験年数に応じ最高1 4 5 9 円
高知	2 0 2 5	
福岡	1 3 9 8	
佐賀	1 5 8 6	
長崎	-	週2 9 時間勤務で月額1 8 万円
熊本	※	非公表

大分 2040
宮崎 - 日給8550円
鹿児島 1490
沖縄 1500

「-」は常勤のみ採用や、時給の算定困難。「※」は非公表

■ことば

特別支援学校

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加を支援する学校で、幼稚園や小中高校に準じる教育が行われている。都道府県立や政令市立、国立大の付属校、私立校がある。…などと伝えています。

△△『学校看護師』については、

各自治体で雇用条件・労働条件などが違います。「常勤」・「非常勤」という<講師>枠扱い(採用)が上記毎日新聞記事でもわかります。そもそも学校教育法の中に、『学校看護師』という『職種』が明確に位置づけられていないのが大きな基本的な問題だと思います。

また、2016年4月1日に施行された「障害者差別解消法」の『合理的配慮』の視点からも配慮される事項の一つだと思います。

*学校教育法……

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>

>・第六章 高等学校

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- 4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 5 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 6 技術職員は、技術に従事する。

…などと明記されています。

・第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

…などとも明記されています。

*障害者差別解消法……

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>